

平成 28 年度愛知県子ども・子育て会議 議事録

1 日時

平成 28 年 8 月 4 日（木）午後 2 時から

2 場所

愛知県社会福祉会館 ボランティア学習室

3 出席者

委員 21 名中 17 名

（出席委員）

伊東世光委員、伊藤富士子委員、神谷常憲委員、後藤澄江委員、近藤順子委員、榊原輝重委員、坂田有紀委員、柴田寿子委員、鈴木公子委員、辻 聡子委員、中井恵美委員、名倉加奈子委員、野田正文委員、東村 誠委員、望月 彰委員、山本チヨエ委員、吉田とき枝委員

（事務局）

少子化対策監、子育て支援課長ほか

4 議事等

（後藤会長）

次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題であります「はぐみんプラン 2015-2019」の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

資料 1、2 を説明

（後藤会長）

資料 1 は計画の概要、資料 2 につきましては、平成 27 年度までの進捗状況で、32 項目中 24 項目が順調に推移しており、数値がないものや、やや後退している 8 項目については、さらにその理由などを説明いただきました。

それでは、御意見、御質問をいただければと思います。

(吉田委員)

「13 学校教育の充実」の「㉔幼稚園等と連携・接続している小学校の割合」のところで、26年度に57%であったものが、27年度には60%と増加しているというのは、関係機関でいろいろ努力していただいていると感謝しているところでございます。

数値目標として31年度に75%とあります。今、教育現場では、学習指導要領の改訂の作業が少しずつ進められております。その中では、幼児教育、小学校、中学校、高校と連続性を持って考えていくということに重きを置かれており、小学校の学習指導要領の改訂をするにあたり、それまで幼児教育で育ててきた力をもとに小学校教育を行っていくと言われております。実際に幼稚園教育要領の改訂が平成30年度から、小学校が31年度から完全実施という運びなのではないかと思いますが、文部科学省の方で連続性と言っている中、目標が75%でいいのかというのが疑問で、100%であるべきではないかと思えます。

次に「17 障害のある子どもへの支援」の「㉔個別の教育支援計画の作成率」の「評価の理由」のところに「市町村立が多い保育園・幼稚園や小中学校」とございます。公立の幼稚園が公私幼保の中でいちばん少ないです。幼稚園は外していただいた方がいいのではないかと思います。

そしてもうひとつ質問です。「㉔6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間」で、「社会生活基本調査」が5年ごとに行われるため、データがなく評価ができない」ということですが、この調査をもとに評価をするということだと、「－」が4回続いて、どこかで1回だけ評価ができるということなのでしょうか。

(事務局)

1点目㉔の「接続している小学校の割合」の目標値の考え方につきましては、策定時、現状数値57%に対し、直近の23年度から25年度の3年間の伸び率等勘案いたしまして、現状数値に上積みした数値を目標値として設定しております。先生のおっしゃられるよう100%を目指すという考え方もございますが、教育委員会と調整した結果、この数値で目標値を設定いたしております。

2点目といたしまして、㉔の評価の理由のところですが、幼稚園を削除し訂正させていただきます。

3点目、「社会生活基本調査」の考え方でございますが、御指摘のとおりでございます。計画策定時に、こちらのデータについては、この国の調査を活用することとさせていただいております。5年に1回の調査という形になりますので、毎年の評価の際には、28年度の調査の結果が出るまでは、「－」という形で評価するということになります。「取組状況」については報告いただいております。男女共同参画セミナーの開催や、啓発活動を実施する等の取り組みを通じまして、目標達成を目指してまいります。

(後藤会長)

1点目について、もし政策的な変化があれば、その際、目標値について変更の検討も必要になってくるのではないかと思います。

3点目について、いろいろな取組みは行われており、調査結果は来年度報告していただけるということでございます。

(柴田委員)

「16 社会的養護体制の充実」の里親委託の割合ですが、26年度が13.7%、31年度が15.7%、27年度が13.4%と記載があります。

聞くところによりますと、愛知県は、特別養子縁組の里親さんはかなりの量で増えていますが、特別養子縁組をされるとこの数値に入らないということで、実際は、愛知県の里親数は増加していると思います。増えていないのは養子にいくことのできない養育里親さんのもとにきている子どもの数で、この数字だけを見ると少ないと思いますが、年に2回の里親審査部会にも毎年かなりの数が出てきています。表現はこれしかないのでしょうかけれども、養育里親さんが少ないということで、そういう養育里親さんを増やしていけるようこれからも推進、対策をしていただけるとありがたいと思います。

(後藤会長)

愛知県の場合、特別養子縁組に特徴を持っているということで、養育里親や専門里親に絞って書いた方がより課題がはっきりするのではという御指摘だと思います。

(事務局)

おっしゃるとおり養子縁組されますと、里親委託から数字としては抜けていってしまいますので、その分、数値が下がる形になります。これからは特に養育里親を重視して推進し、養育里親になっていただけるようなところに積極的な広報、周知をしてみたいと考えているところでございます。

(中井委員)

「5 男性の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進」と「6 男女共同参画の推進」の意見、質問です。

男性の子育て支援事業を実施している市町村数や、ファミリー・フレンドリー企業の登録数といった、登録するだけや実施しただけという項目の数値は増えていますが、実際にどれだけの企業が労働時間短縮に向けた取組を実施しているのかという数値が下がっているところが気になります。

ファミリー・フレンドリー企業の登録というのは、どのくらい難しいのか、ただ単にこういう制度があります、例えば、育休を取得したいと言えば取得できますと就業規則に書いてありますといったように、書類が整っていれば登録ができてしまうものなのか、就業規則に書いてある育児休業の取得数のように実際に機能しているというところで登録ができるようになっているのか、そこを是正するか工夫をしないと、やっていますというだけの企業は増えていくけれど、実情はそうでないといったように実態と見かけが開いていってしまうのではないかと進捗状況を見て思いました。

もう1点、社会的養護体制の充実というところで、私たちは、0～3歳の子どもとその親の支援をしている団体ですが、普段お母さんたちに接していて、お母さんの子どもを育てる力というか、子どものイヤイヤ期や、発達の成長段階におけるわがままなところが出てきた時や、子ども同士でトラブルになったという時、子どもと正面から向き合っ、一人で解決できるお母さんがすごく減っ

てきている印象があります。

そこにスタッフが何らかの介在をして、全体の発達を見通して教えてあげて、初めて「そうなんですか、そんなに慌てなくていいんですか」というお母さんがすごく増えています。目の前の子どもが扱いきれない状態になるとすぐパニックになってしまうというお母さんが年々増加傾向にあって、それをどうしていこうかとスタッフ同士や他の支援者と意見交換したりしています。

そういった子どもを育てる力というか、養子に出さざるをえない状況にならないよう、家庭できちんと、結婚して子どもが生まれたら家庭でそのまま幸せに子育てができるようになるような施策というのは考えられているのかなというところを教えていただきたいです。

(後藤会長)

1点目の質問は前もこのファミリー・フレンドリー企業の登録については、実態のアウトカムに結び付くのかという指摘もあったと思うのですが、もしあればその点の説明してください。

2点目は、社会的養護とは違って、おそらく子育て支援自体の中に、虐待などに向かないよう予防できる子育て支援というものをもう少しきちんとするべきではないかという御指摘であったと思います。

(事務局)

1点目のファミリー・フレンドリー企業につきましては、御指摘のとおり登録制度ですが、登録して終わりということではございません。その後の取組の重要性はおっしゃるとおりで、ファミリー・フレンドリー企業に登録していただいた後の具体的な行動ということで、例えば、次世代行動計画を策定する際にあたり、策定指導するコンサルタントを派遣する事業や、さらには、ファミリー・フレンドリー企業に登録された企業のうち優れた事業を行っている企業については表彰制度も設けているなど、こういった取組の実施を通じまして、ファミリー・フレンドリー企業の登録後の活動の活性化を推進しているところでございます。

2点目につきましては、「15 児童虐待防止対策の推進」というところになると思いますが、その中で「㊸養育支援訪問事業」という事業がございます。これは、生後4か月までの乳児がいる家庭は全て、保健師や助産師が家庭を訪問するのですが、その中で特に保護者に対する相談、支援が継続して必要という御家庭、あるいは児童虐待のリスクがあるのではないかとと思われるような御家庭に対しては、その後も養育環境の相談、支援をさせていただくという事業でございます。

実施している市町村は、26年度は36市町村、27年度は37市町村と増えてまいりましたけれど、これを増やして行って、そういった子育てに悩まれるお母さんための支援を行ってきたいと考えております。

(山本委員)

私は愛知県中小企業団体中央会というところから来させていただいて、女性中央会の立場もありますが、全国家庭教育支援センターというNPOの理事長もさせていただいております。

いろいろところで講演活動させていただいておりますけれども、あまりにもお母さま方がいろいろなことを認知されていないということにいつも愕然としております。

虐待などがありますが、そうなる前の教育をやらないといけないのではないかと思います。何かことが起きた時に、どうしてもっと早く手を差し伸べることができなかつたのかということが問題になりますが、それでは遅いです。

親から子へ伝承するという機能が少なくなっていると思います。母親になるのに何の資格もなく母親になるわけです。母親になる前に資格審査しなさいというわけではないですが、せめて親になったら最低限やらないといけないこと、やってはいけないことという本当に簡単なことをきちんと指導しないといけないのではないかと考えています。

(後藤会長)

安心安全な妊娠・出産の確保といった項目にもそういった意図は入っているのですが、その部分について、伊藤委員お願いいたします。

(伊藤富士子委員)

先ほどおっしゃられました7番の「⑨産婦人科・産科の医師数」、それからそれと関連しています「⑩診療制限している病院の割合」のところです。

産婦人科の医師も小児科の医師もまた医師数が減少しています。一時4～5年前に一旦増加しましたが、またどんどん減ってきています。数も減っていますが、その内容が、今、35歳以下の若手の医師というのは、小児科は50%が女性、産婦人科は3人に2人が女性です。

制限している病院が小児科の外来をやれないというのは、卒後10年くらいの若手の医者がいないと、一般病院の外来はまわらないということです。残念ながら25歳くらい、20代半ば、そこからの10年間というのは、ちょうど出産や育児といった時期と重なり、かなりの部分の方がお辞めになってしまう。これをなんとかするためには、項目にある「男女共同参画の推進」で、医師も育休、産休明けの人たちをがっちりと病院に組み込むということをやっていかなければいけないです。

小児科の方の対策で小児救急電話相談事業があります。確かに夜間の診療というのは非常につらいです。ある病院が小児科を閉鎖しようとしたところ、周囲のお母さんたちが夜間の診察はとにかく控えようという働きをして、ついにその小児科は甦ったということがあります。受診の仕方についてもキャンペーンしていただきたい。夜間の電話相談というのは非常に役に立つので、どんどん進めていっていただきたい。

けれども先ほど言いましたように、絶対数が減っています。女性医師の数が半分以上を占めるようになってきたときにこれだけではだめで、公立病院の小児科にもう少しテコ入れをして、女性医師の多様な働き方ができるよう女性医師を支援していただきたい。たとえば短時間勤務等に伴う代替医師を雇うためのお金は出ていますが、そういうものを病院がうまく使っていない。愛知県がやっている同じ並びの仕事ですので、もっと有機的にこれをこの中にも組み込んで、産婦人科、小児科の病院での外来を復活させるために女性医師の支援をもっとしっかりやっていただくと非常にいいと思います。

(事務局)

医務国保課におきましても、女性医師の確保のために、短時間勤務制度の利用促進というような

補助金の制度、また、産科医等の手当に対する補助金の制度はございまして、各病院さんには制度を利用して下さいという周知等もしております。こういった制度をうまく活用しながら、産科医、小児科医の確保に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(中井委員)

知多の方で、母子手帳を交付するときに、簡単なアンケートを全部の妊婦さんにしているという話を先日聞きました。市町村単位でやっていることなので、全市町村はやってないと思いますが、そのアンケートに答えていくことで、母子手帳をもらったときにその妊婦さんのリスクが高いかどうか、フォローの必要な方かどうかわかるようになっていくというお話を聞いたので、ぜひ、それを全市町村に広げていただきたい。

私たちが一緒に仕事をしている赤ちゃん訪問に行っている民生委員さんや助産師さんからこのお母さんはフォローが必要だと思っても追いかけれないという話を聞きます。なので、妊娠期からしっかりフォローができるような体制を県全体での制度や、統一した指標を作っていくと市町のばらつきが無くなり、よりたくさんのお母さんのフォローができるのではないかと思います。

(野田委員)

子どもの貧困・ひとり親家庭への支援の⑱母子家庭等自立支援プログラムを策定する市の数のところで、平成 25 年度に 15 市、目標が全市とあります。確認ですが町村の分というのは、直接県が策定するという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

県が作成します。

(野田委員)

子どもの貧困率は、割合が 6 人に 1 人と言われていますが、ひとり親家庭にしますと、2 人に 1 人です。これは OECD 加盟国の中でワースト 1 だと思います。

資料 3 に子どもの貧困対策検討会議を立ち上げたということで、ひとり親家庭の貧困対策について、この会議の中では、どのような扱いとするのか、あるいは今後扱いを検討していくのか、そういった検討がされているのでしょうか。

もうひとつ、障害のある子どもへの支援というところです。支援計画の作成率の現況値が、保育所、幼稚園が 50% 台、60% 台ということですが、保育所保育指針が平成 20 年改訂、それから幼稚園教育要領が 20 年の改訂で個別支援計画についてちゃんと謳われています。それから 7~8 年経っているのですから、保育所に対する指導とか、ノウハウをどう伝えていくか、県のレベルで専門家が実際に現場をどのように指導されているのか、幼稚園の場合ですと愛知県は私学が多いですが、市を通じてどのように指導されているのか、抽象的な質問ですけれども、分かる範囲でお答え願いたいと思います。

(事務局)

保育園、幼稚園に関しては基本的に指導計画といわれる部分は個別にほとんどのところで作成されているのですが、個別の支援計画の部分は、義務化まではいっていないためこういう数値になっています。

県としては、愛知県の特別支援教育連携協議会という年2回行っている会議に、私学の担当者、それから私立幼稚園の代表の方に参加していただきまして、県の状況等を伝え、全ての幼稚園、保育所に、周知徹底を図るように行っております。本年度は8月に行う予定ですので、周知してまいりたいと考えております。

先ほど、支援計画の作成率のところ、吉田委員から幼稚園は公立が少ないのではないかと御指摘がございましたが、作成率は幼稚園も低下しておりますので、「市町村立が多い」という文言を削除するよう訂正いたします。

(後藤会長)

それでは、その他の御報告をいただいたあと、御意見等を受け賜ります。

資料3、4の説明をお願いします。

(事務局)

資料3、4を説明

(後藤会長)

御説明、ありがとうございました。

ここで、資料3について、私の方から追加説明を、資料4について望月委員から説明をさせていただきたいと思えます。

資料3でございます。先ほど御質問がございました子どもの貧困調査は、沖縄県が行っておりますが、政令指定都市を含む全県レベルでこういった子どもの貧困調査をするのは愛知県が初めてという形で着手したところであります。

「子ども調査」ということで、学術的にデータを客観的にとるためには、最初からひとり親であるとか、貧困であると決めつけて調査をすると、経済的には生活保護とか、ひとり親とかではないボーダーのところ、養育力がない家庭が抱えている問題が把握できなくなってしまいます。

ですので、この調査の第一の目的は、客観的に抽出した保護者と子ども35,000を集めて調査をするということに特徴があります。

子ども調査はこのような形で実施するのですが、野田委員さんの御指摘のとおり、検討会議の中でもやはり35,000件の調査をやったとしても、ひとり親家庭とか貧困の子どもというのは回答率が低くなって、結局は其中で回収した数というのが十分でない可能性があるのも、ひとり親に焦点をあてて調査をするということも大事ではないかという御指摘がありました。

それで今回、県が5年に1回実施しているひとり親調査を、この調査と併せて実施するというところで、愛知県における子どもの問題の実態が把握できるのではないかと、検討会議で意見交換しな

がらよりよい実態が把握できる調査票づくりに向けて、抽出方法や内容等検討しているところがございます。また本日、みなさまからお聞きしたような意見をその中で少しでも反映できればと思いながら聞いていたところがございます。

では、資料4の方で、追加説明をお願いいたします。

(望月副会長)

母子家庭の貧困率が50%を超えているということと、生活保護の捕捉率が十数パーセントであるということとを照らしあわせると、実際には50%どころかもっと貧困の母子家庭というのは多いということなので、対策はきちんとしていかないといけないと思います。

資料4の児童福祉法ですが、3月に国の社会保障審議会児童部会で「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の報告書が出て、それに基づいて法改正が行われています。

1(1)に児童は「権利を有することを明確化する」とありますが、従来児童福祉法は日本におけるこども基本法的な位置づけを持っていましたが、「権利」という言葉は使われていませんでした。今回、初めて法改正によって権利としての児童福祉というのが、ここで明記されたというのは非常に画期的なことだと思います。

併せて、子どもの権利条約を踏まえ、第1条で「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という言葉が与えられた、つまり国連の国際条約の名称を引用しているということも画期的で、例えば障害者総合支援法や障害者差別解消推進法も、国連の権利条約を踏まえてつくられているのですが、国連障害者権利条約というのは引用されていません。それに対してこの児童福祉法は、権利条約を引用しているというあたりも非常に画期的というか驚きの法律になっております。

これによって、これまでいろいろ我々も訴えてきたのですが、裁判の判例などでも条約の条文に照らした判例が出る可能性が開けたという意味で、司法の面でもひとつのきっかけになるものではないかと思います。この1の部分はその意味では非常に重要だと思います。

それから3のところですが、県として、「児童相談所の機能を強化する」とあり、具体的に「弁護士を配置する」とありますが、いろいろと課題があると思います。専任で、児童相談所に務める弁護士がいるのだろうか、どの程度の給料だったらきてくれるのか、あるいは、子どもの権利について熟知した弁護士がどれくらいいるのだろうかとかいうことを考えると、なかなか現実には難しいと思います。

それから3(2)の市町村の要保護児童対策地域協議会に専門職を配置するというところです。市町村ごとに専門職をどれだけ配置できるのか、また、この場合、専門職というのをどう考えるかが非常に重要で、県としても各市町村に対して一定の基準を提示していく必要があると思います。資格として社会福祉士の資格が必要であるとか、そういった一定の基準を示していかないと、適切でない人が専門職として入ってしまうとあまり意味がないということで、県としてどう指導、助言していくのか、場合によっては研修の制度をきちんとしていくとかそういうことが問われてくると思います。これもまたはぐみんプランの中にどう組み入れていくかが問われてくると思います。

それから4の自立支援です。(4)の自立援助ホームですが、当初、児童福祉法の適用年齢を20歳まで延長すべきかどうかという議論が展開されていた部分で、多くの場合は施設を出たけれども

まだまだ自立が困難である、あるいは、施設を出て社会生活をしたけれどもホームレス状態になってしまったり、あるいは、犯罪に手を染めて少年院や刑務所を出て行き場がないとかいった子たちの自立を援助するという現実問題として非常に問題となっております、18歳で切ってしまうとは意味がありません。少なくとも20歳、22歳大学卒業年度までという就学中のものを対象にするという、大学に行かなかった者も当然必要になりますので、こういった18歳超えてからの若者に対する自立支援の方策がようやく法律的にきちんと位置付けられたことの意味は非常に大きいと思います。

ここは都道府県の施策や、対応が問われてくる部分だと思いますので、東京都はかなり進んでいますが、愛知県としても独自にいろんな対策をとっていかないといけないと思います。

(後藤会長)

追加説明をさせていただきましたけれども、資料3、4、全体的に御意見ございますか。

(望月副会長)

10月21日金曜日ですが、9時から12時まで子どもの貧困問題について、首都大学東京の阿部彩さんの講演会を開きます。場所はウインクあいちの15階の県大のサテライトです。ぜひ、御都合付く方がいらっしゃいましたら御参加いただければと思います。

(後藤会長)

ありがとうございました。それでは事務局の方によろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。次回の会議につきましては、来年度の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。